

次期都道府県社会的養育推進計画の 策定要領案について委員からいただいた意見

番号	委員意見
1	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て家庭をめぐる社会・経済環境は非常に厳しく、社会的養護を必要とする一人ひとりの子どもの課題は、深刻化・重篤化している。 ○社会的養護の受け皿を拡充していくためにも里親等委託を推進していくことを否定するものではないが、社会的養護への一般社会からの理解が十分でないなかで無理に里親等委託を推進していくことは、里子と里親等の双方に過度な負担を強いる状況につながる事となる。 ○こうした現実を踏まえ、現行の推進計画が現実的ではない数値目標を設定しているばかりに要保護の状況にある子どもへの公的機関の対応等には課題が散見されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「189」（児童相談所全国共通ダイヤル）での対応の限界（たらい回し）により、児童相談所での支援が必要にも関わらず、市町村での在宅支援に委ねるケース ・適切とはいえないアセスメント等による里親委託先のドリフトの弊害 ・適切なアセスメント等が行われず措置入所が必要にもかかわらず、同一ケースにおいて繰り返し行われる乳児院等への一時保護委託 ○また、地域には必要な支援につながっていない子どもが多く潜在していることも指摘されており、児童養護施設をはじめとする社会的養護関係施設では、その専門性を生かした地域支援の取り組みを進めているところである。 ○今般、策定される「都道府県社会的養育推進計画策定要領」は、現行の推進計画がもたらした地域の実態を把握・評価したうえで、一人ひとりの子どもの心身の状態や有する課題に則して、真に子どもに必要な養育・支援を受けることができる目標・計画策定を促すものとすべきである。 ○上述のことからも各自治体の状況に則した計画策定、施策推進が図られるよう、国において画一的な数値目標・指標を示すことは避けていただきたい。 ○なお、各自治体における計画の策定にあたっては、日々、子どもや家族と関わる児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等の関係者との協議の場を設け、適切に意見を反映するよう自治体に対し働きかけていただきたい。
2	<p>1. 今回の計画策定の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冒頭、平成28年度改正法の言及にあたっては、第2条において「子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならない」とされたことを明記すべきである。 ・各施策の推進にあたっては、「子どもの最善の利益を念頭に、全ての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう十分な配慮が必要である」（平成30年「要領」）ことを明記してほしい。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある」との考え方による措置等の検討の順番を明記することは、子どものニーズや意向等を無視した、施設か、里親か、養子縁組かという自治体の判断を助長する内容である。子どものパーマネンシーを保障することの本質は、市区町村における家庭支援事業を手厚くし、出来る限り在宅での家族を維持していくことであり、その支援にあたり児童養護施設等の多機能化により協働していく方向を示すべきである。そのうえで代替養育が必要な子どもにあたっては、適切なアセスメントに基づき、子どもの育ちと権利が保障されている状態を継続していくことがパーマネンシーを保障するということであるため、この段落部は削除すべきである。（4段落め） ・以下、随所に「家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する」必要性への記載があるが、子どもの意向や意見を尊重することや適切なアセスメントの実施を前提とすべきことを明確化する必要がある。

番号	委員意見
4	<p>○代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある」との考え方による措置等の検討の順番を明記することは、子どものニーズや意向等を無視した、施設か、里親か、養子縁組かという自治体の判断を助長する内容である。子どものパーマネンシーを保障することの本質は、市区町村における家庭支援事業を手厚くし、出来る限り在宅での家族を維持していくことであり、その支援にあたり児童養護施設等の多機能化により協働していく方向を示すべきである。そのうえで代替養育が必要な子どもにあたっては、適切なアセスメントに基づき、子どもの育ちと権利が保障されている状態を継続していくことがパーマネンシーを保障するということであるため、この段落部は削除すべきである。（1～3段落め/再掲） ・「代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行う児童相談所における専門チームの配置などについて検討することが望ましい」について、長期措置を防ぐという期間のみの判断ではなく、こどものニーズを適切に把握し、支援を継続するためのチームを作るべきである。子どもの状況によっては、長期措置となることを必ずしも否定すべきではないと考える。（3段落め） ・「親子関係再構築支援は、こどもの回復を目的とし、子どもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族等に対して…」の「こどもの回復を目的とし、子どもの援助指針の一環として、」を削除する。
5	<p>○里親・ファミリーホームへの委託の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国においては、令和11年度までに、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親委託率50%以上の実現に向けて、取組を推進する。」とあるが、現行の推進計画による前述したような実態に鑑み、各自治体の状況に則した施策推進が図られるようにすべきである。（6段落め）
6	<p>○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長期間の施設入所ではなく、より短期間のうちに集中的に提供する。」とあるが、こどもの回復には長い時間が必要であり、期間のみで判断するのではなく、子どものニーズや意向に即した支援を行っていくことが重要である。
7	<p>○次期計画の策定、取組推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「計画の策定を待つことなく、令和5年度から市区町村におけるこども家庭センターの整備の取り組みを進める」こととしているが、現場では整備に向けた動きが見えてこないとの報告がある。全市町村で整備を進めていく必要があるため、現時点での各市区町村のこども家庭センターの設置予定年月について、実態を把握すべきである。
8	<p>4. 項目ごとの策定要領</p> <p>(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像</p> <p>ア 計画策定に当たっての留意事項</p> <p>i 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある」との考え方による措置等の検討の順番を明記することは、子どものニーズや意向等を無視した、施設か、里親か、養子縁組かという自治体の判断を助長する内容である。子どものパーマネンシーを保障することの本質は、市区町村における家庭支援事業を手厚くし、出来る限り在宅での家族を維持していくことであり、その支援にあたり児童養護施設等の多機能化により協働していく方向を示すべきである。そのうえで代替養育が必要な子どもにあたっては、適切なアセスメントに基づき、子どもの育ちと権利が保障されている状態を継続していくことがパーマネンシーを保障するということであるため、この段落部は削除すべきである。（再掲）

番号	委員意見
9	<p>(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数や割合の設定にあたり、施設等を退所したこどもの退所後の年数や、措置入所等の子どもの属性（年齢、進学・就職、家庭復帰や入所期間、入所理由、等）に対する考えはあるのか。 ・措置決定内容と理由の丁寧な説明について、家庭裁判所の審判により保護処分となった場合には、児童相談所が行うことと理解して良いか（必ずしも子どもが同意していないケースもある）。 ・意見表明等支援員の養成・確保について、子ども自身が身近に感じられる体制をどのように想定しているのか。
10	<p>(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や活用できる社会資源として、「児童養護施設」に有する地域支援機能を明記すべきである。 ・「i こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等」における都道府県の支援・取組について、児童相談所による市町村援助機能についても、明記すべきである。
11	<p>(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組</p> <p>②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正児童福祉法による家庭支援事業は、令和6年4月より先行して実施できるよう子育て支援対策臨時特例交付金の活用が認められていたが、各自治体における実施状況やその実態を把握し、市区町村で確実に実施できるよう必要な支援を行うべきである。 ・乳児院は、親子関係におけるアセスメントの専門性を活かせる社会資源であることから、家庭支援事業において積極的な活用が図られるよう明記、自治体に対して積極的な働きかけを行うべきである。
12	<p>(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「g 親子関係再構築に向けた取組…」は「i 親子関係再構築に向けた…」に修正。
13	<p>(6) 一時保護改革に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標を達成するために、あるいは適切なアセスメント等が行われず措置入所が必要にもかかわらず、同一ケースにおいて乳児院等への一時保護委託が繰り返し行われ、結果として一時保護委託の状態が長期化している。あるいは、子どもの年齢のみにより里親委託が行われている自治体もある。子どもの最善の利益の実現に向けて、子どものニーズや意向を十分に把握し、適切なアセスメントのもと入所措置や里親委託を検討していくべきである。 ・児童相談所の援助方針会議に、施設関係者がオブザーバーとしても参加できていない実情がある。子どもの最善の利益を保障するうえで他機関・他職種が協働し支援することが必要である。 ・一時保護専用施設や一時保護委託について、その役割の明確化が必要ではないか。

番号	
14	<p>(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組</p> <p>①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組</p> <p>ア 計画策定に当たっての留意事項</p> <p>i 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づくケースマネジメントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある」との考え方による措置等の検討の順番を明記することは、子どものニーズや意向等を無視した、施設か、里親か、養子縁組かという自治体の判断を助長する内容である。子どものパーマネンシーを保障することの本質は、市区町村における家庭支援事業を手厚くし、出来る限り在宅での家族を維持していくことであり、その支援にあたり児童養護施設等の多機能化により協働していく方向を示すべきである。そのうえで代替養育が必要な子どもにあたっては、適切なアセスメントに基づき、子どもの育ちと権利が保障されている状態を継続していくことがパーマネンシーを保障するということであるため、この段落部は削除すべきである。(再掲)
15	<p>②親子関係再構築に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子関係再構築にはこどもの意見表明権に大きくかかわる取り組みとのため、以下のように追記いただきたい。 <p>ii 民間との協働による支援の充実について</p> <p>「・・・保護者支援プログラムの実施が親子関係再構築支援の唯一の方法ではないということ、さらにはこどもの意見をしっかりと尊重することにも留意すること。」</p>
16	<p>(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 基本的考え方」において、「優先的に考慮すべきはこどもの最善の利益でなければならず、こどものニーズを適切に把握したうえで、支援に反映していく必要がある。」と明記しているにもかかわらず、里親等委託が必要な子ども数の算式において、「<乳幼児>『乳児院に半年以上措置されている乳幼児数』、『児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児数』、『児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数』」、「<学童期以降>児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数」と、措置期間のみを算定根拠としており、子どものニーズや意向を無視し、一人ひとりの子どもに対する十分なアセスメントの重要性を記載している文書と整合しない、非常に乱暴な算式である。それは現在の措置状況をみれば明確である。 ・厚生労働省「令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」で実施された調査結果において、半年以上措置される子どもについては、その子ども自身が複数の課題を抱えていることが明らかとなっており、施設入所が長期化している子どもは、あたかも里親委託が適当であったとの表現があるが根拠はあるのか。 ・この算式や考え方に基づいた里親等委託率の数値目標を達成するために、各自治体において機械的に措置が行われる懸念があるため(現行の推進計画において行われたため)、国においては画一的な数値目標・指標を示すべきではないと考える。

17	<p>(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組</p> <p>②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組</p> <p>i 乳児院、児童養護施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「既存の施設内ユニット型施設についても、概ね5年程度を目標に」と示されているが、地域性や実情をふまえて計画化すべきである。 ・養育形態（小規模かつ地域分散化）に関する内容が大半を占め、今後、児童養護施設が担っていく役割や機能に関する具体的な記載がない。 <p>v 施設等における人材確保・人材育成等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備すべき見込みについて、資材や人材確保が困難な状況下において、整備にかかわる財源の確保の見通しが立たなければ、具体化できない。 ・人材確保、育成については、施設だけの問題ではなく、国、都道府県、市町村、養成機関等が一体となって、業界全体の人材確保を底上げしていく必要がある。
18	<p>(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組</p> <p>②社会的養護経験者等の自立に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なお、社会的養護自立支援拠点事業については事業開始時において対象者の実情把握や必要な整備個所数を見込むことが困難であることから事業を実施していく中で必要な整備量を検討していくこと。」とあるが、児童養護施設等の施設退所者数、里親委託を解除された児童の数を参考に、児童養護施設等施設の意見、さらには当事者団体の意見を参考に必要な整備量を検討するようになっている。
19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て家庭をめぐる社会・経済環境は非常に厳しく、社会的養護を必要とする一人ひとりの子どもの課題は、深刻化・重篤化している。 ○ 一方、現行の推進計画が現実的ではない数値目標を設定しているばかりに要保護の状況にある子どもへの公的機関の対応等には課題が散見されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「189」（児童相談所全国共通ダイヤル）での対応の限界（たらい回し） ・ 適切とはいえないアセスメント等による里親委託先のドリフトの弊害 ・ 同一ケースにおいて繰り返される乳児院等への一時保護 ○ 次期推進計画の策定にあたっては、一人ひとりの子どもの心身の状態や有する課題に則した、真に必要な養育・支援を受けることができる目標・計画とする必要がある。 ○ 今回の策定要領では、自治体、とりわけ市区町村の果たす役割が極めて重要であり、自治体による悪しき格差が生じることのないよう、地方分権下にあっても、国の強力な働きかけ（関与）を行っていただきたい。子どもたちがどこの地域（自治体）に住んでも、等しく豊かな育ちが保障されるよう、市区町村が果たす役割、その必要性をしっかりと明記（明示）していく必要がある。 ○ 各自治体における都道府県社会的養育推進計画の策定にあたっては、母子生活支援施設をはじめ、乳児院、児童養護施設等、社会的養護施設の参画を強く促していただきたい。

番号	委員意見
20	<p>○母子生活支援施設の正しい理解の普及と積極的活用</p> <p>母子生活支援施設は本要領（案）でも記載いただいている通り、DV 被害を受けた女性の支援だけでなく、若年妊婦や特定妊婦を含めた妊産婦支援、虐待を受けた児童の支援、ヤングケアラー支援、障害のある親と子双方の支援、親子関係再構築支援、生活困窮からの自立支援等、親と子それぞれに対しての多岐にわたる支援の実績とノウハウを蓄積している施設である。</p> <p>全国母子生活支援施設協議会では、母子生活支援施設の支援機能のなかでも特に「産前・産後支援」「アフターケアを含む地域支援」「親子関係再構築支援」を推進しており、今後も全国の母子生活支援施設全体の高機能化・多機能化を見すえた支援の底上げをめざし、どの施設でも必要な支援を提供できるように働きかけていく所存である。</p> <p>また、家庭支援事業を母子生活支援施設で実施できるよう体制整備を行うことで、短期（ショートステイ）、中期（全母協が要望しているミドルステイ）と利用者のニーズに応じて対応も可能である。里親等支援（レスパイト等）についても活用の可能性がある。</p> <p>児童福祉施設で唯一、親子での入所機能を持っているため、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障は、母子生活支援施設の支援形態で実現が可能であるといえる。</p> <p>これらのことは策定要領案P.22 や P.49 で記載いただいている母子生活支援施設の項目にしっかりと書き込んでいただき、「幅広い活用を促す」具体的な内容を明記していただきたい。</p> <p>親子にソーシャルワークを可能とする重要な社会資源として位置付けていただくことで、施設の高機能化・多機能化が推進されることが考えられる。</p> <p>改めて、都道府県、市区町村に母子生活支援施設の機能を正しく理解していただき、積極的な活用を促していただきたい。</p>
21	<p>○親子構築支援・親子再構築支援における母子生活支援施設の活用</p> <p>親子再統合支援事業は、「児童相談所における体制強化」が強く謳われているが、福祉事務所との契約により入所手続きが行われる母子生活支援施設については、児童相談所の職員が母子生活支援施設が児童福祉施設であるという認識が薄く、なかなかつながっていかない状況がみられる。</p> <p>母子生活支援施設では、児童養護施設や乳児院等入所から家庭復帰をめざす児童と保護者双方の支援も可能なことから、手厚い親子関係再構築支援が可能である。「令和4年度全国母子生活支援施設基礎調査報告書」では、母子生活支援施設で親子関係再構築支援を行った世帯は246世帯という結果も出ている。</p> <p>児童福祉施設としての母子生活支援施設を、児童相談所からの委託先のひとつとして明確にしていきたい。</p> <p>併せて市区町村事業である親子関係形成支援事業についても委託先として母子生活支援施設を明記していただきたい。</p>
22	<p>○妊産婦等生活援助事業における切れ目のない支援の展開</p> <p>親と子双方の支援が可能ゆえに、母子生活支援施設につながる際の窓口となる行政機関は、親の支援としての窓口、児童の支援の窓口、そして親子支援としての窓口と、多岐にわたる。</p> <p>特に妊産婦支援では、出産前の妊婦は女性相談支援センター、出産後になると福祉事務所や児童相談所と、窓口が異なるケースが多い。そのために、行政同士の連携がとれずに十分な支援を提供できない例もある。「切れ目のない支援」を実現するためにも、窓口がどこであっても安全な支援が担保できるように配慮していただきたい。</p>

番号	委員意見
23	本策定要領案において「施設」「児童福祉施設等」と一括りの表記になっている箇所は、※印等で施設名を出していただきたい。
24	市町村でサポートプランを作成するにあたり、該当者の関係機関が意見交換できるような委員会のような場を設定する必要がある。特に単身妊婦で支援が必要な場合は、切れ目のない産前・産後支援を実現するためにも、困難な問題を抱える女性を支援する法律にある支援調整会議のような場を設定すべきである。
25	(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等） 母子生活支援施設に入所を決定する際など、親の意見が尊重されることが多い。意見聴取、意見表明等支援等を検討する際には、母子生活支援施設で生活している児童への視点も持って進めていただきたい。
26	(iv) 「子育て短期支援事業における里親の活用について」 子育て短期支援事業は母子生活支援施設でも実施をしている。また、令和4年改正児童福祉法では、虐待予防のひとつとして事業メニューのなかで、親子ショートステイについても創設している。今後の子育て短期支援事業の整備を考えるのであれば、母子生活支援施設へも積極的に活用していくようにすべきである。
27	【i 市区町村の家庭支援事業等の整備・充実について】に対して【iii 資源の整備・取組方針】【ウ評価のための指標】において、方策や数等の把握が挙げられているが、【ii 母子生活支援施設の体制整備・活用促進について】に対しても数値目標を掲げていただきたい。
28	(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 妊産婦等生活援助事業については、全国妊娠SOS ネットワークや NPO 団体との協働・連携を明記していただきたい。 また、出産の支援をした後に、親子支援が必要な世帯には、虐待予防のためにも、施設利用ができるようにしてほしい。行政の担当が異なるために、出産後の支援が途切れるケースが全国的に起きている。
29	都道府県母子保健担当部局、市区町村との連携をとることにあわせて、各施設や里親等へつながったケースについても引き続き連携が必要である。
30	i 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づくケースマネジメントについて 「児童相談所や市区町村から、乳児院や母子生活支援施設へ親子再統合支援事業として親子をつなぎ、まずは家庭復帰に向けた努力を～」と追記していただきたい。具体的に施設名等をださないと活用の意識化がされない。
31	市区町村事業としての親子関係形成支援事業（家庭支援事業）は、委託先として母子生活支援施設を明記していただきたい。
32	iii 母子生活支援施設について 特定妊婦支援や産後支援についての記載にあわせて、P22 と同様にさまざまな支援が可能であることを乳児院の記載のように詳細に明記することで、母子生活支援施設が可能とする高機能化・多機能化支援の理解を進めていただきたい。特に親子関係再構築支援の項目についても、母子生活支援施設が可能とする支援について明記していただきたい。 (概要P13 も同様)

番号	委員意見
33	<p>イ 計画記載事項</p> <p>iii 資源の整備・取り組み方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数 ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数 <p>において、それぞれ実施可能施設ごとの内訳の掲載をしていただきたい。</p>
34	<p>今回の次期都道府県社会的養育推進計画と子ども基本法や大綱との関連についての記載がない。都道府県・市区町村の連携はもとより、こども家庭庁内の連携も検討する必要があるのではないか。</p>
35	<p>「都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」について</p> <p>市設置児相では、都道府県と市町村が実施すべきことをその特色（規模によるメリット）を活かし、より効果・効率的に実施していると思っています。</p> <p>計画策定要領は、県児相があって、市町村の支援機関があるという前提での提示がされています。</p> <p>「(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」については、全国的に多数を占める、県と市の関係性を基にした計画策定要領が示されています。</p> <p>当所内部における県（児相）機能と市町村機能を勘案して、それぞれを読み替えて概ね解釈することはできますが、判断に迷う事項も含まれます。</p> <p>中核市等児相（特別区）にあつての解釈上の留意点を標記することについて、児相設置中核市において計画策定不要な項目の有無の確認を含め、検討していただけないでしょうか。</p>
36	<p>×「児童養護施等」 ○「児童養護施設等」</p>
37	<p>(ウ 評価のための指標)</p> <p>市内里親へ市外から委託があった場合、あるいは市外里親へ委託した場合の件数をどう整理するかが明確でない。→児童相談所設置市である本市の場合、県と市でお互いに措置をしているケースもある。</p>
38	<p>(①の冒頭)</p> <p>× 社会的養護経験者等（社会的養護経験者や虐待経験があり～～）</p> <p>○ 社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験があり～～）</p>
39	<p>(児童自立生活支援事業の実施個所数)</p> <p>従前の社会的養護自立支援事業においても、年齢到達により措置解除→自立生活支援事業へ切り替えというケースが大多数であるが、実際に利用するかどうかは児童の進路選択によるところが大きいと思います。また、本事業を長く多く利用することが必ずしも児童の自立に向けてプラスとは限らないため、人数の実績が多いことが自立につながっているという評価指標となりにくい一面があると感じます。</p>

番号	委員意見
40	<p>「代替養育を必要とするパーマネンシー保障にむけた取組」及び「里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」について家庭養育の優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底していくためには、里親の重要性を広く認識して、取り組みを展開していく必要があると思います。</p> <p>里親は児相からの委託で養育を担うだけでなく、市町からのショートステイ事業の受け入れ先となることで里親家庭は地域支援の資源にもなり、支援機関との連携により児童虐待防止や親子関係再構築など活動の展開が可能である。ぜひ、里親の役割を見直して、里親ショートステイの実施をはじめ、地域の子育て支援拠点として活動を展開していくことで、地域支援の充実及び家庭養育の推進、そして里親委託率の増が図られると考えます。</p>
41	<p>「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」について</p> <p>里親委託の推進、施設の機能転換等の取組みを推進していく中、職員が施設で継続して働くことへのインセンティブが人材確保・育成において重要。</p>
42	<p>大前提として、子ども自身が家庭なのか、里親なのか、養子縁組なのか、施設なのかをしっかりと選択できる環境を作ること、そして本人の意見が尊重されることが大事だと思います。里親委託率などの数値目標をめがけて動くのではなく、子どもたち一人ひとりにとって最善の利益を考え、関わる大人がしっかりとアセスメントをすることが大切だと考えています。このような考え方に沿って、各自治体は社会的養育推進計画の見直しを進めていくという理解でよろしいでしょうか。そうであるなら、このような考え方であることを「基本的な考え方」に記載するべきだと思います。</p> <p>また、このような考え方を実践していくために、都道府県（児童相談所）、市町村、施設・里親などが、どのような役割を果たし、どのような仕組み（スキーム）を構築していくのかについて、具体的に各自治体の社会的養育推進計画に盛り込んでもらうよう、この策定要領に記載するべきだと思います。</p>
43	<p>里親等委託が必要なこども数を算出する際の「里親等委託が必要なこどもの割合」を算出する際に活用するデータがありますが、このデータからどのように「里親等委託が必要なこどもの割合」を算出するのかがこちらの資料では読み解けませんでした。</p> <p>算出方法を知りたいです。</p>
44	<p>施設の人材確保・定着において、こども家庭庁としては、具体的にどのような対策をお考えでしょうか？国における具体的な施策を教えてください。</p> <p>そして、各自治体には、具体的にどのような人材確保・定着に関する施策や取組を実施していくのかについて、社会的養育推進計画に盛り込んでもらうことがとても重要と考えております。（人材確保・定着については、理念的や定性的な記載になりがちですので、こども達を支援する重要な人材を大切に育てていくという観点から、具体的な施策や取組を記載すべきだと思います。）</p>
45	<ul style="list-style-type: none"> ・ P.40の（8）①アI (i) で「まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行う」と示してくださっていること、強く支持させていただきます。これに加えてご検討いただきたいのは、『家庭復帰』について、こども家庭庁の皆様が使われる表現『親子関係再構築』に置き換えていただくことを検討いただけませんか。前回、橋本委員からもご意見があったと記憶していますが、『パーマネンシー保障』に対する理解を狭めないためにも、家庭にこどもの生活の場所を戻すことだけに縛られない表現が良いように思います。 ・ 「家庭復帰に向けた努力を最大限に行う」の『最大限』が実践されれば時間や労力がかかっても親子関係再構築の可能性は高まるはずです。そのため、この『最大限』に地域格差が無いようにお願いしたいです。

番号	委員意見
46	<p>・ P.42 (IV) にある「以上を踏まえた里親等委託率・・・」というところですが、もし「代替養育を必要とするこども数」全体に対しての委託率であるのであれば、算式で出された「里親等委託が必要なこども数」はこどものニーズであるはずですので、その数字は75%や50%といった目標値よりも優先度が高いのではないのでしょうか？一方で、もし算式により算出された「里親等委託が必要なこども数」のうちの75%や50%をめざすのは、こどものニーズに一定数応えなくて良いと映ってしまいます。どちらにせよ、75%や50%といった数値目標よりも、この算式から算出された数字は、こどものニーズに応えるために優先されるべきものだと思います。従来の75%や50%といった数値目標よりも地域ごとの実態にそった数字を算出するのですから、そちらの方がよりこどものニーズに応えるものだと思います。</p>

(1) 「パーマネンシー保障」に関わる記載について
P5,13,33

→すなわち、前述した市区町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持を目指す**ための最大限の努力を行う**とともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において**が中心となって、こどもと家族の意向や状況を踏まえ、まずは安全で安心な家庭復帰に向けた努力を最大限の支援を**に行う必要があり、それが困難と判断された場合は、こどもが信頼できる身近な存在である親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討する。

【理由】

- ① 家庭養育優先原則（実親による家庭養育のための保護者支援が第一順位）であることから、代替養育児童の家庭復帰の「最大限の努力」の必要性と同じ程度に、親子分離を正当化する自治体の取組みとして、家庭維持の最大限の努力（米国「正当な努力」(Reasonable Efforts)）を行う必要がある。
- ② 代替養育児童の家庭復帰は、児童相談所だけで取り組むのではなく、親子分離前に親子に関わっていた市区町村による継続支援や家庭復帰後の市区町村の支援も重要であることから、「児童相談所が中心となって」行うとしたほうが誤解がない。
- ③ 家庭復帰は、こどもと家族の意向や状況を踏まえ、かつ安全で安心なものである必要があることを明記し、養育環境が整っていない家庭への安易な復帰の判断を推奨するものではないことを言い含めておく必要がある。
- ④ 家庭復帰について、児相だけで勝手に判断するものとの誤解を避け、あくまで家族が主体となった家庭復帰を「支援する」努力であることを言い含めるため、「支援」とした。なお、家庭維持については、「努力」の言葉の前に家庭「支援」事業や予防的「支援」とあるため、米国「正当な努力」も意識し、「努力」のままでよいと考えた。
- ⑤ 親族・知人は子どもにとって親子分離時点で必ずしも身近な存在とは限らず、親子分離後に自分の家族とのつながりを感じられる親族・知人がみつきり、交流する中で、こどもが信頼できる存在になることもあるため、「身近な存在である」を削除し、「こどもが信頼できる親族・知人」とした。

47

P37

→代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、**こどもと家族の意向や状況を踏まえ、まずは安全で安心な家庭復帰に向けた努力を最大限の支援を**に行う必要があり、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育を検討し、それも困難である場合には特別養子縁組を検討すること。

【理由】 同上

P40

→市区町村の家庭支援事業等を通じた予防的支援により家庭維持を目指す**ための最大限の努力を行う**とともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において**が中心となって、こどもと家族の意向や状況を踏まえ、まずは安全で安心な家庭復帰に向けた努力を最大限の支援を**に行う必要があり、それが困難と判断された場合は、**こどもが信頼できる**親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらの対応がこどもにとって適当でない又はその実現までに期間を要すると判断された場合には、里親・ファミリーホームへの委託を検討する必要がある。

【理由】 同上

48	<p>(2) 長期措置に関わる記載について</p> <p>P4</p> <p>→ (ただし、一部自治体においては、児童相談所において里親等委託を推進するとともに、専任の係を設置するなどして代替養育措置後の進行管理を徹底し、こどもと家族の意向や状況を踏まえた安全で安心な家庭復帰や、家庭復帰が難しい場合の親族養育、養子縁組の検討を行うなど、代替養育下におけるケースマネジメントの不足による長期措置を防ぐパーマネンシー早期保障に向けたためのケースマネジメント取組みを進めた徹底した結果、上記里親等委託率の目標を達成していることなどには注目する必要がある。)</p> <p>【理由】</p> <p>結果として長期措置になっているこどもの心情にも配慮しつつ、ケースマネジメント等の実践（体制構築、支援）の不足による長期措置を防ぐべきことを強調するため。</p> <p>P9</p> <p>→ そのためには、代替養育下におけるケースマネジメントの不足による長期の代替養育措置を防ぐためのケースマネジメント進行管理やケースワークを行う児童相談所における専門チームの配置などについて検討することが望ましい。</p> <p>【理由】 同上</p> <p>P34 (ii)</p> <p>→ 家庭復帰が難しい場合の親族養育、養子縁組の検討など、代替養育下におけるパーマネンシーの早期保障に必要な判断・支援を着実にを行い、不必要な長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うためには、</p> <p>【理由】</p> <p>同上。また、家族交流をしながら長期の里親委託措置を行うことが適切なケースがあることへの配慮が必要なため。</p> <p>P34イ ii</p> <p>→ (代替養育下におけるこのこどものパーマネンシー早期保障により不必要な長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備)</p> <p>【理由】 同上</p>
----	---

番号	委員意見
49	<p>(3) 特別養子縁組に関わる記載について P9,37</p> <p>→特別養子縁組を検討する場合において、適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等への協力を打診することを検討するとともに、他自治体や民間あっせん機関等からの協力の依頼を受けた場合は、候補となる養子縁組里親の検討を行うなど積極的に協力することも必要である。</p> <p>【理由】令和4年度の調査研究（HITOTOWA, 2023）では、児相は養親候補者が見つからない場合、「都道府県内の他児相に相談する」との回答は9割あったが、「他の都道府県」や「民間あっせん機関」に相談すると回答したところは2割未満、「他機関への相談は想定していない（5.4%）」と回答した機関もあり、養親候補者探しは民間への相談だけでなく自治体同士の協力も不可欠であると考えられるため。養親候補者が多くいると回答している児相もあり相互に協力することが望ましい。</p> <p>P37</p> <p>→特別養子縁組については、児童福祉法により都道府県等の業務として、養子、養親、父母その他養子縁組に関する者への支援が規定されている。児童相談所運営指針に沿って、縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、ことはもとより、それ以後も継続的に、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>【理由】平成28年の改正児童福祉法（第11条）において、養子・養親・父母その他養子縁組に関するものへの支援が法律に規定されたが、半年以後の支援を行っていなかったり父母への対応を行わなかったりする児相もある。子が高年齢で継続的な支援が必要なケースやセミオープンアダプションで縁組成立後に実家族（きょうだいなども含む）とのコンタクトをとるケースがあること、出自を知る権利の保障のためにも、養子縁組あっせん法の指針の記載と同様に、「それ以後も継続的に」とすべきだと考える。</p> <p>また、できればここで、養子縁組後半年以降の支援について、フォスタリング事業（補助事業）としての継続は可能であること（これまで部会の中でも何度か質問があり、ご回答いただいていたこと）を明記していただきたい。これまで児童相談所で対応しきれなかった養子縁組里親支援のためのフォスタリング機関として、すでに養子縁組里親を支援している乳児院や、これからそのような役割を担うべく準備を進めている乳児院もあり、パーマネンシー保障において重要な役割を担う養子縁組支援の取り組みを後退させず、全国で充実させるためにも明示しておく必要があると考える。</p> <p>P39</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォスタリング機関や乳児院、民間団体等に対する特別養子縁組等の相談支援業務の委託件数を含む養子縁組家庭への支援体制 ・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数 ・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無 ・民間あっせん機関の養親（縁組成立前の養親候補者を含む）に対する支援の有無 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児相によっては、児相が主体となって継続支援をしているところもあるため、委託件数だけでなく、縁組後の支援体制がどうなっているかがわかると良いため。また、民間機関から委託を受けた養子縁組家庭は、支援対象外としている自治体もあり、できる限り、民間か児相での委託かを問わず、縁組家庭が身近な地域で、養子縁組家庭同士とつながって必要なサポートを受けられるようになることが望ましい。なお、令和4年度に養親に対して行われた調査研究（HITOTOWA, 2023）では、「縁組成立時点で住んでいた地域から転居した」と回答したのは6割（「同じ都道府県内で転居した（35.7%）」「他の都道府県に転居した（28.6%）」の合計64.3%）という結果だった。 ・養親希望者手数料負担軽減事業を実施している自治体（令和3年度）は、全国で5ヶ所の都道府県（特別区含む）しかなく、児相から依頼を受けて民間機関で委託するケース等もあるにもかかわらず自治体によって経済的支援の格差が大きい。

番号	委員意見
50	<p>(4) その他の記載について P44 iii</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率 ・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数 ・ ファミリーホーム数 ・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数 ・ 里親支援センターの第三者評価実施予定数 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度から里親支援センターの評価が始まるため、児相の評価と同様に取り組み方針に記載できるとよいと考える。
51	<p>支援の供給サイド（側面）からの、種々の施策は網羅されていると思います。</p> <p>ただ、そもそも論として、支援を必要とする子どもや家族の状況には、さまざまなレベルや内容のものがああり、当然、必要とされる支援の内容も違います。</p> <p>したがって、ある地域、あるいは、ある児童相談所が把握したケースのすべて（もしくは、サンプリングしたケースについて、本人の課題、家族の課題、併存する課題、年齢その他で分析、アセスメントで、類型化し、そのケースに必要と判断される支援を積算し、検討することも、今後、必要と考えます。</p> <p>あるいは、過去に遡り、そうした検証をする必要もあるのではないかと思います。</p> <p>種々の支援の仕組みやそれに関する数字はあっても、そこで支えられるケース像が、あまり見えてきません。</p>
52	<p>1. 市区町村子ども・子育て支援事業計画や家庭支援事業の見込み量算出等への都道府県の支援―(3)①②関係―</p> <p>社会的養育推進計画の策定に当たっては、市区町村の意見を反映する必要があるとあります。子ども・子育て支援事業計画との整合を考える上で重要な取り組みだと思われませんが、社会的養育推進計画の内容は、市区町村の取り組みや体制にも影響のある事項が多く含まれています。市区町村が社会的養育推進計画の趣旨や都道府県が策定する計画の方針や内容を理解したうえで意見を伝えられるようにするために、都道府県から市区町村に対して社会的養育推進計画に関する考え方や、社会的養育推進計画の内容が市町村とどのように関わりがあるかを説明し、必要な情報提供をして一定の理解を得る必要があると考えます。</p> <p>市区町村は、次の第3期子ども・子育て支援事業計画において、地域子ども・子育て支援事業の確保方策を示しますが、特に新たな家庭支援事業の見込み量の算出やその担い手の確保にあたっては、都道府県から児童家庭支援センターや社会的養護を担う児童福祉施設等、都道府県内の社会資源の状況に関する情報提供や助言などがなされる必要があります（こども家庭支援体制の構築のうち、家庭支援事業の基盤整備の足掛かりとしての支援）。利用勧奨・措置の対応を考慮した十分な家庭支援事業の量を確保するため、市区町村が算出した必要量について、市区町村の規模や地理的な条件なども勘案した助言の必要性が生じた場合には、都道府県からの支援が受けられると、より良い計画が立てられると考えます。</p> <p>そのうえで、都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画が全体の目標の設定や具体策を示すことにより、子ども・子育て支援事業計画と社会的養育推進計画が整合性のとれた内容になるものと考えます。可能であれば、留意事項や配慮事項としてこうした内容を添えていただくことを希望いたします。</p>

番号	委員意見
53	<p>2. こども家庭センターを活用した包括的な支援体制の構築について—(3)①③関係— こども家庭センターの設置促進にあたり、母子保健と児童福祉の一体的支援の必要性が市区町村に理解されることが重要だと考えます。そこに都道府県からの支援が重なることで、体制整備が促進されるものと思います。</p> <p>子ども虐待相談対応に関しては、実施体制の実態から支援の切れ目が起こらないよう、児童相談所が虐待相談対応を行い、一時保護解除後、措置解除後の子どもが地域に戻る際には、市区町村に対する指導委託(市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)という市町村指導)等の対応をとり、支援の継続性を担保することが重要と考えます。こども家庭センターと児童相談所が協働し、子どもの生活への衝撃ができる限り少なくなるよう援助することにより、児童相談所から市区町村のこども家庭センターのサポートプランに基づく支援に引き継がれるようにする必要があります。評価指標のなかにはありませんが、市町村指導の数を都道府県が把握することも必要ではないでしょうか。</p> <p>また、評価指標に含めるかどうかは別として、市町村指導となった時や市町村指導が解除となった時に、児童相談所と市区町村が協働でそれまでの支援計画やサポートプランを作成して援助にあたった数を把握することもあってよいと考えます。</p> <p>市町村指導となった子ども・家庭への支援にあたって、市区町村は児童相談所や児童家庭支援センター等の関係機関と連携・協働すること等が必要となりますが、特に児家センや社会的養護の施設等の社会資源の偏りがある自治体があることを踏まえると、市区町村が児家セン等と連携・協働したり、助言を受けることができているかどうか、できていなければその理由を都道府県として把握することも、児家センの整備目標を立てる上で重要ではないかと考えます。</p> <p>こども家庭センターが作成するサポートプランの策定状況が評価のための指標にありますが、サポートプランの策定は大切である一方、その数だけが増えればよいわけではないことに留意が必要と考えます。また、サポートプランの内容は支援ニーズにより濃淡があり、それにより支援にかかる労力、見直しの頻度なども変わっていくと考えられるため、質を重視すると策定できる数に影響したり、策定数を重視すると内容に影響する可能性があります。支援の質を担保し、連続性や一貫性のあるプランの内容となっていることが検討できるようにする必要があります。そのため、支援の困難さや見直しの頻度、負担感、支援する・支援した期間、そこでの課題などを把握して、プランの策定数が示す意味合いを検討することも考えておくとうよいと考えます。</p>
54	<p>3. 児童相談所の強化等に向けた取り組みのうち、市町村支援児童福祉司と児童福祉司スーパーバイザーについて—(11)関係— 市町村支援児童福祉司の配置数が評価のための指標となっています。これは数の確保という意味では重要ですが、配置されている市町村支援児童福祉司がひとりで担当している市町村数や面積がどのくらいあるか、どのくらいの頻度で市町村に対して助言が行われているかといった内容も把握する必要があります。</p> <p>また、児童福祉司スーパーバイザーの配置数に関しては、平均何人の児童福祉司に対してどのくらいの頻度でスーパーバイズしており、スーパーバイザーである児童福祉司の平均担当ケース数がどれくらいかを加味することが必要と考えます。</p> <p>上記2点はいずれも、人数のみならず、必要な助言、スーパービジョンが受けられる状態を確保できる配置数であるかどうかを肝要と思います。</p>
55	<p>児童自立生活援助事業の設置個所数について、設置の際には十分な精査をお願いしたい。</p>
56	<p>・措置延長も有力な選択であり、積極的に用いるべきであるという旨を入れられないか（項目としては社会的養護自立支援の推進か）</p>

番号	
57	<p>「ヤングケアラー」を取り出して、項目を立てていることに違和感。 「ヤングケアラーについては、こども家庭福祉分野だけでなく・・・」と留意事項に記載してはどうか。</p>
58	<p>事項欄、「助産施設・助産制度の体制整備と周知」、留意事項 → 重複、誤植あり</p>
59	<p>児童相談所運営指針に沿った「成立後、少なくとも半年間」の記載は違和感。成立直後は落ち着いているのが一般的。むしろ、真実告知や思春期の揺れなど、成立後しばらくしてから支援が必要なことが多く、長期的に養親の相談に応じる体制を構築していく・・・などの記載が適当ではないか。</p>
60	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項に記載されている（行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所子ども数）について解説を入れた方がいい。施設を児童心理治療施設や児童自立支援施設を対象とするのではなく、こうした状態を呈しているからこそ施設入所が必要という整理ではないか。 ・里親等委託率の目標設定の留意事項で、「この目標をすでに達成している・・・都道府県は、（削除）国の目標値を超えた目標を設定」と修正してはどうか。削除部分の「養子縁組を含む里親委託を原則として検討し、」がなくても意図は十分伝わる。
61	<ul style="list-style-type: none"> ・事項欄に児童心理治療施設、児童自立支援施設について設けたほうがよい。 ・施設の高機能化とは何を指すか。何をもちて高機能化とするか。（児童養護施設からも問い合わせが多い）

**次期都道府県社会的養育推進計画の
策定要領案について
(調整中)**

次期都道府県社会的養育推進計画策定要領について

<現行策定要領>

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方**や**留意事項**をまとめて策定要領として示したものの。
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「**令和2～6年度**」「**令和7～11年度**」の各期に区分して計画を策定。

【見直しの背景】

- 令和4年改正児童福祉法**において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会**社会的養育専門委員会**」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと**等が指摘されているところ。
→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



<主な見直しのポイント>

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、 次期計画は令和7～11年度の5年を1期 として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を 13項目 とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ● 家庭養育優先原則 と パーマネンシー保障の理念 に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「 現行計画の達成見込・要因分析等 」の記載を求める。 ●「 資源の必要量等 」「 現在の整備・取組状況等 」「 整備すべき見込量等 」の記載を求める。 ●さらに、「 整備すべき見込量等 」について、「 整備・取組方針等 」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに 統一的な「評価のための指標」 を設定する。 ●各都道府県において、当該指標により取組の 進捗状況の把握 を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、 毎年度調査を実施し、分析・評価 して公表。

1. 基本的考え方（計画記載事項）

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、**家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念**に基づくケースマネジメントの徹底が必要。
- ・こどものニーズの適切な把握と支援への反映が必要。なお、こどもに対して行われたソーシャルワークが**こどもに還元**されることが重要。
- ・計画策定に当たっては、**当事者であるこどもや市区町村の意見**の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性が必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への**意見聴取**を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により**自己点検・評価**を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、**こどもの権利擁護に係る環境を整備**することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の**意見聴取等措置**、さらにはこどもの**意見表明等支援事業**の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を行うことが必要。

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である市区町村の**こども家庭センター**を通じて、支援が必要な家庭等が家庭支援事業など必要な支援メニューに切れ目なく繋がることで、虐待等に至る前に家庭維持に向けた**予防的支援**や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては**親子関係の再構築**に向けた支援が効果的に行われることが必要。

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、支援の入り口から妊産婦等との関係性をつくりながら、ニーズに応じた**多機能な支援を包括的に**提供することが必要。

(5) 一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものであり、こどもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とする必要があることから、都道府県においては、国において策定する**一時保護施設の設備・運営基準**を踏まえて、条例で基準を定めるとともに、必要な環境整備を行うことが必要。

(6) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立見込み数を踏まえて、代替養育を必要とするこども数の見込みを時点修正することが必要。

1. 基本的考え方（計画記載事項）

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。すなわち、予防的支援により**家庭維持**を目指すとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは**家庭復帰**に向けた努力を最大限に行い、それが困難と判断された場合は、**親族・知人による養育**、さらには**特別養子縁組**を検討する。その上で、これらの対応がこどもにとって**適当でない又はその実現までに期間を要する**と判断された場合には、**里親・ファミリーホーム**への委託や**児童養護施設等**への入所の措置を検討するとともに、既に代替養育されているこどもに対しても、**継続して**家庭復帰に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・家庭復帰や親族・知人による養育、特別養子縁組を検討した上で、これらがこどもにとって**適当でない又は実現までに期間を要する**と判断された場合には、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた**里親支援センター**において、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの**一貫した里親支援**が効果的に実施されるよう、その設置を促進することが必要。

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・家庭では困難な**専門的ケア**を要する、又は年長児で家庭養育に対する**拒否感が強い**などという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の設置の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことから、児童自立生活援助の**年齢要件等の弾力化**や社会的養護経験者等を支援する**拠点の設置**等、自立支援を推進していくことが必要。

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・児童相談所においては、「**新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン**」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士等の配置等による法的対応体制の強化、研修の実施等による専門性の向上のほか、**こども家庭ソーシャルワーカー**資格の取得促進を図ることが必要。

(12) 障害児入所施設における支援

- ・障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、**できる限り良好な家庭的環境**の下で支援を行うことが必要。

○ 次期計画策定上の留意事項

- ・各都道府県においては、**令和6年度末までに**新たな計画の策定を行うことが必要。
- ・計画の策定を待つことなく、令和5年度から、現行計画の達成見込・要因分析等、**可能なものから順次速やかに**取組を進めることが必要。

2. 項目ごとの策定要領※以下、各項目について、現行策定要領からの変更等を中心に記載 (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

事項

計画策定に当たっての留意事項

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。すなわち、市区町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持を目指すとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、それが困難な場合は、親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討。その上で、これらの対応がこどもにとって適当でない又は実現までに期間を要すると判断された場合、里親・ファミリーホームへの委託や児童養護施設等への入所措置の検討とともに、既に代替養育されているこどもにも、継続して家庭復帰に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要

各項目に係る基本的考え方

- 現行計画の達成見込や達成・未達成（見込）の要因分析等を行う
- 資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込み量等について整備・取組方針等を具体的に記載

計画策定等における当事者であるこどもの意見の反映等

- 里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行う
- 当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取
- 里親等や施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取
- 意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意

市区町村との連携体制等

- 計画策定時に市区町村の意見を反映
- 各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合を図る
- 市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に基づく都道府県の施策についても考慮することが必要

P D C A サイクルの運用

- 計画策定時に都道府県児童福祉審議会等へ意見聴取
- 毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し
- P D C A サイクルの運用の際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映
- 国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

2.項目ごとの策定要領

(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

事項

こどもへの意見聴取等措置

意見表明等支援事業

こどもの権利擁護に係る環境整備

計画策定に当たっての留意事項

- 措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認した上で措置等を実施
- 聴取した意見・意向は、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討
- 措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧に説明
- こども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備
- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員の養成・確保、こどものニーズに合わせた体制整備に努める
- こどもの意見等を最善の利益を考慮して組織的に検討し、結論と理由をこどもに十分説明する環境整備
- 児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取組を進める
- こども自身に対してその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつわかりやすい周知啓発を図ることが必要
- 社会的養育に関わる関係職員に対する研修の定期的実施
- 社会的養護施策検討の際の、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

2.項目ごとの策定要領

(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

事項

こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

ヤングケアラーに対する支援

計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭センターの設置に努めることが必要
- 計画にはこども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載（とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載）
- こども家庭センターに関する指針等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討
- 市区町村への送致のほか、こどもや保護者の置かれた状況や地理的要因等から、適当と考えられる事例については、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施すること
- 市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備
- 市区町村職員への研修を、児童相談所職員と一緒にすること等によりお互いの専門性について理解を深める
- 関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討
- こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

2. 項目ごとの策定

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

事項

市区町村の家庭支援事業等の整備・充実

母子生活支援施設の体制整備・活用促進

計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要なこども等を積極的に支援することが必要
 - 市区町村における、支援メニューの必要な事業量の確保・充実や利用促進等に向けた取組状況を把握し、必要な支援を検討
 - 子ども・子育て支援担当部局等と連携を図り、子ども・子育て支援事業計画の見直し内容等を順次反映
 - 子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携
 - 市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームや児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供、委託の際の連携・協力
- 市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

2. 項目ごとの策定要領

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

事項

児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組

市区町村との連携体制

計画策定に当たっての留意事項

- こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、子育て短期支援事業の実施、在宅指導措置委託の積極的な活用などを念頭に置き機能強化を図る
- 児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議
- 市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施

2.項目ごとの策定要領

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

事項

妊産婦等生活援助事業の整備

助産施設・助産制度の体制整備と周知

市区町村等との連携等

その他事業による支援体制の充実

計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する実施要綱等をもとに、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと
- 助産施設の確保に取り組むこと
- 制度の周知にも取り組むこと
- 都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市区町村等の関係機関との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築
- 児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修
- 市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要。その際、家庭支援事業の活用も含めて検討が必要
- 市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

2.項目ごとの策定要領

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

事項

代替養育を必要とするこども数の見込み

計画策定に当たっての留意事項

- 保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は施設に入所させて養育することが必要とされる者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込み数を踏まえて算出
(参考例) こどもの人口(推計・各歳ごと) × 代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。)
= 代替養育を必要とするこども数

2.項目ごとの策定要領

(6)一時保護改革に向けた取組

事項

一時保護の体制整備

一時保護におけるこどもの最善の利益

計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する**一時保護施設の設備・運営基準**等を踏まえて、既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設等の確保数、一時保護に関わる職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
- こどもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とする
- こどもの適切なケアの確保に課題がある場合や、こどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進する観点からは、**一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保**に努めることが必要
- こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、**一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保を進める**
- 一時保護施設内の学習支援の充実に努める
- 一時保護施設内の**管理を目的とした規則は最低限**にとどめ、一時保護施設内のルールが適切か、**定期的に見直す**

2.項目ごとの策定要領

(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

事項

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント**を徹底することが必要。児童相談所においては、こうしたケースマネジメントを実施するための体制を検討すること
- 代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、**児童相談所における専門チーム**等の配置などの体制整備を検討することが望ましい

2. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

② 親子関係再構築に向けた取組

事項

児童相談所における体制強化

民間との協働による支援の充実

市区町村における支援体制の強化と連携等

里親等や施設との協働による支援

計画策定に当たっての留意事項

- 専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備
- 親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施

- 保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる
- その際、民間団体等との協働による支援であることを十分意識した上で、コーディネート業務を適切に行う

- 市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠
- 親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映
- 都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ
- 都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を發揮

- 里親・ファミリーホームや施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

2. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

事項

特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

民間あっせん機関等との連携等

縁組成立後の支援

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある
- 支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備について検討

- 養子縁組里親が見つからない場合や縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討

- 縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、養親からの相談に応じるなどの援助を行う

2. 項目ごとの策定要領

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

① 里親等への委託こども数の見込み等

事項

パーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方

里親等委託が必要なこども数の見込み

新たに確保が必要な里親等数の算出、里親等委託率の目標設定等

十分な受け皿の確保等

里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等

やむを得ず委託解除に至った要因分析

計画策定に当たっての留意事項

- 里親等委託率は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを優先した上でなお代替養育を必要とするこどもの見込数に対して設定されるものであること
- 里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式
(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数)) × 里親等委託が必要なこどもの割合 = 里親等委託が必要なこども数
- 養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が原則
- 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて里親等委託を検討する必要がある、特に乳児院に入所しているこどもについては、原則として里親等委託への措置変更を検討
- 乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、令和11年度時点における年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の里親等委託率の目標を設定。国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県は、養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討し、国の数値目標を超えた目標を設定
- 国においては、令和11年度までに、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上の実現に向けて取組を推進
- 里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること。
- 実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置であることを丁寧に説明して理解を得る
- ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要
- 市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの繋がりを活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図る。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい
- 市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための情報提供等を検討
- やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること

2.項目ごとの策定要領

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

事項

包括的な里親等支援体制の整備

里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

計画策定に当たっての留意事項

- 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要
- 里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定するガイドライン等を参照
- 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討。設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化等に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる
- 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、フォスタリング機関の活用についても検討

2.項目ごとの策定要領

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 施設で養育が必要なこども数の見込み

事項

施設で養育が必要なこども数の見込み

計画策定に当たっての留意事項

- (5)の項目で算出した「代替養育を必要とするこども数の見込み」から、(8)の①の項目において算出された「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出
- 各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと。

2.項目ごとの策定要領

(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

事項

乳児院、児童養護施設

母子生活支援施設

地域支援・在宅支援の充実

施設等における人材確保・人材育成等

計画策定に当たっての留意事項

- 概ね5年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定
- 乳児院について、こども家庭センターや市区町村の母子保健担当部局、児童相談所等との連携・協働先として位置付けることを働きかけるとともに、妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援などへの積極的な活用を検討。また、一時保護専用施設の整備についても、地域の実情に応じて検討
- 妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知
- 家庭支援事業を施設にどの程度委託しているかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う
- 児童家庭支援センターの設置の促進を検討
- 施設等における人材確保
 - ・施設等で働くことの魅力等を施設等のWEBサイトやSNS等を活用し広報啓発することや、職場体験等、施設等や業務内容を理解してもらう機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要
 - ・在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要
- 施設等における人材育成
 - 研修の受講機会の提供、スーパービジョンのシステムの確立等の取組みが重要。また、職員が課題を一人で抱え込まない組織運営が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

2.項目ごとの策定要領

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

事項

実情把握の対象者及び把握すべき内容、手段

計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する実施要綱等を踏まえること
- 児童養護施設等職員、里親等を通じて電話やメール、SNS等の手段により実情を把握
- 社会的養護経験者等同士の繋がりを活かした実情把握

2.項目ごとの策定要領

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

事項

児童自立生活援助事業

社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の強化と連携等

計画策定に当たっての留意事項

- (10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の**実施箇所数の計画**を策定
- なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、**管内の施設等の状況**を踏まえつつ、**事業の類型ごとに事業実施箇所数の計画**を策定
- (10)の①の項目の**実情把握**を参考とすることに加え、**現に支援している関係者等からの情報等**を収集しながら、**社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画**を策定
- 関係機関への円滑な連携を行うための体制づくりについて検討
- 一時避難的かつ短期間の**居場所の提供**を伴う支援の実施を検討
- 国において策定する実施要綱等を参考として、関係機関との連携等について、支援体制等を検討
- 社会的養護経験者等を含む関係者が構成員となって組織される**社会的養護自立支援協議会**の設置を積極的に検討

2.項目ごとの策定要領

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

事項

中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画

計画策定に当たっての留意事項

- 令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す
- 中核市・特別区における設置に向けた**具体的な懸案・課題等**を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

2.項目ごとの策定要領

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

② 都道府県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

事項

児童相談所における
人材確保・育成

児童相談所の管轄人
口

市区町村との連携

計画策定に当たっての留意事項

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載
- 都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載
- 市町村支援児童福祉司の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、市区町村と連携体制の整備を図る

2.項目ごとの策定要領

(12) 障害児入所施設における支援

事項

障害児入所施設にお
ける支援

計画策定に当たっての留意事項

- 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進

3.次期計画策定上の留意事項

事項

次期計画の計画期間、
計画の見直し等

計画策定に当たっての留意事項

- 計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、以下について可能なものから順次速やかに取組む
 - ・ 現行計画の達成見込・要因分析等
 - ・ 資源等に関する地域の現状把握
 - ・ 市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援
 - ・ 里親支援センターによる一貫した里親支援体制の構築に向けた調整・検討
 - ・ 施設の多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化等に向けた各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組 等
- 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定
- 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること
- 都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意